

大規模用消防計画

消防計画作成チェック表

共同防火管理〔 該当・非該当 〕

作成する内容		作成チェック
第1 総則	1 目的	
	2 適用範囲	
	3 防火管理業務の一部委託について 〔該当 非該当〕	
	4 管理権原者と防火管理者の業務と権限	
	5 消防機関との連絡	
	6 防火管理委員会〔設置する 設置しない〕	
第2 予防管理対策	1 予防管理組織等	
	2 建物等の自主検査・点検	
	3 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検	
	4 報告等	
	5 火災予防措置	
	6 工事中の安全対策	
	7 放火防止対策	
第3 自衛消防活動対策	1 自衛消防組織	
	2 権限及び任務	
	3 自衛消防活動等 (ガス漏れ事故防止対策〔該当 非該当〕を含む)	
	休日、夜間における自衛消防活動体制	
第4 休日、夜間における防火管理体制	1 地震に備えての予防措置	
	2 地震時の活動	
第5 地震対策	1 警戒宣言が発せられた場合の組織等	
	2 判定会招集時から警戒宣言が発せられるまでの間ににおける対応措置	
	3 警戒宣言が発せられた場合の対策	
第6 警戒宣言発令時の対策	1 防災教育等	
	2 訓練	
第7 防災教育及び訓練等	1 訓練	
	2 訓練	

別表 1	防火管理委員会構成表〔該当 非該当〕
別表 2	火災予防のための組織編成表
別表 3	自主検査チェック票(日常)「火気関係」
別表 4	自主検査チェック票(日常)「閉鎖障害等」
別表 5	自主点検、検査を実施するための組織編成表
別表 6	自主検査チェック票(定期)
別表 7	消防用設備等自主点検チェック票
別表 8	消防用設備等点検計画表
別表 9	自衛消防隊の編成と任務
別表 10	休日、夜間の自衛消防組織編成表
別表 11	警戒宣言が発せられた場合の時差退避等計画表
別表 12	防火管理業務の委託状況表〔該当 非該当〕
別表 13	防火管理業務一部委託契約書の内容チェック表 (管理権原者の自己チェック表)〔該当 非該当〕
別記 1	放送文
別記 2	ガス漏れ事故防止対策〔該当 非該当〕
別記 3	防火管理業務実施計画書〔該当 非該当〕
別記 4	「集客施設等におけるパニック防止7つのポイント」作成資料
別図 1	避難経路図
別図 2	管理権原の範囲を明示する図
指導事項等	

(備考) 1 作成チェックは、消防計画の作成者が、自己の事業所の消防計画の作成にあたり、必要項目を確認し、作成したものについて「✓」印でチェックしてください。

なお、〔該当 非該当〕及び〔設置する 設置しない〕のどちらかに を付けます。

2 別表・別記・別図関係は、当該事業所独自に作成した別表・別記・別図の番号を記入し、その他作成したものは空欄に記入してください。

3 印欄は、記入しないでください。

(記入上の注意事項)

1 印は、共同防火管理に該当する場合に記入してください。

なお、協議事項にすべて定められていて、各事業所の消防計画に定める必要のない事項については、省略することができます。

2 印は、該当する場合に必ず記入してください。

消防計画

令和 年 月 日作成

第1章 総 則

第1節 目的及びその適用範囲

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、_____の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画の適用範囲及び管理権原の及ぶ範囲は、次のとおりとする。

- (1) 当社に勤務し、出入りするすべての者
 - (2) 防火管理業務の一部を受託している者
- 2 危険物製造所等については、別に定める予防規程等によるものとする。
- 3 管理権原の及ぶ範囲は、_____部分とする。

第2節 防火管理業務の一部委託について

(委託者と受託者の契約)

第3条 管理権原者は委託を受けて防火管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）と防火管理業務の適正化を図るため、請負契約の内容を、別表13「防火管理業務一部委託契約書の内容チェック表（管理権原者の自己チェック表）」のとおり自己チェックする。

(委託者からの指揮命令及び委託者への報告等)

- 第4条 受託者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。
- 2 受託者は、受託した防火管理業務について、定期に防火管理者に報告しなければならない。
- 3 防火管理業務の委託状況については、別表12のとおりとする。

第3節 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

(管理権原者の責任)

第5条 管理権原者は、社内の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。
なお、階段、通路等の共用部分等の管理についても、責任を持つものとする。

- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせるものとする。
- 3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えるなければならない。
- 4 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修するものとする。
- 5 **管理権原者は、協議会構成員として、ビル全体の安全性を高めるように努めるとともに、定期に開催される　ビル共同防火管理協議会に参加するものとする。**
- 6 管理権原者は、防火管理を防災センターと有機的に連携して行い、防災センターを中心とした防火管理体制を確立し、維持しなければならない。

（防火管理者）

第6条 防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- (3) 火災予防上の自主検査・点検の実施と監督
消防用設備等・特殊消防用設備等、建物、防火設備、避難施設、電気設備、危険物施設、火気を使用する設備器具（以下「火気設備器具」という。）等の検査・点検を実施し、不備欠陥箇所のある場合は改修促進を図る。
- (4) 防火対象物の法定点検の立会い
- (5) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
- (6) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
- (7) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (8) 収容人員の適正管理
- (9) 従業員に対する防災教育の実施
- (10) 防火担当責任者及び火元責任者等に対する指導及び監督
- (11) 管理権原者への提案や報告
- (12) 放火防止対策の推進
- (13) 災害発生時の活動拠点となる防災センターに災害活動上必要な情報を集約
- (14) その他
- (15) **統括防火管理者への報告**
 - ア 用途及び設備を変更したとき**
 - イ 消防計画を作成又は変更したとき**
 - ウ 防火管理者を選任又は解任したとき**
 - エ 防火対象物の法定点検を実施したとき**
 - オ 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検を実施したとき**

- 力 内装改修又は改築等の工事を行うとき
- キ 大量の可燃物の搬入・搬出及び危険物又は引火性物品を貯蔵・取り扱うとき
- ク 臨時に火気を使用するとき
- ケ 火気設備器具又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき
- コ 防火上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき、又は改修したとき
- サ 催物を開催するとき
- シ 防火管理業務の一部を委託するとき
- ス 消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき
- セ 消防計画に定めた訓練を実施するとき
- ソ 統括防火管理者から指示命令された事項
- タ その他火災予防上必要な事項

第4節 消防機関との連絡

(消防機関との連絡)

第7条 管理権原者等は、次の業務について、消防機関への報告、届出及び連絡を行うもの

とする。

(1) 防火管理者選任(解任)届出

防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したときに管理権原者が届け出ること。

(2) 消防計画作成(変更)届出

消防計画を作成したとき、又は次に掲げる事項を変更したときに防火管理者が届け出ること。

ア 管理権原者又は防火管理者の変更

イ 自衛消防組織に関する事項の大幅な変更

ウ 用途の変更、増築、改築、模様替え等による消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更

エ 防火管理業務の一部委託に関する事項で次に掲げる内容の変更

(ア) 受託者の氏名及び住所

(イ) 受託方式

(ウ) 受託者の行う防火管理業務の範囲

(エ) 受託者の行う防火管理業務の方法

(3) 自衛消防訓練実施の通報

自衛消防訓練を実施するときに防火管理者があらかじめ消防機関に通報すること。

(4) 禁止行為の解除承認申請

喫煙、裸火の使用及び危険物品の持ち込みを禁止されている場合において、これらの行為を行おうとするときは、管理権原者及び防火管理者が確認したのち申請すること。

(5) 防火対象物の点検結果報告書を1年に1回、管理権原者及び防火管理者が確認した後、報告すること。

(6) 総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書を1年に1回、管理権原者及び防火管

理者が確認したのち報告すること。

(7) その他

建物及び諸設備の設置又は変更を行うときは、事前に連絡するとともに、法令に基づく諸手続きを行うこと。

(防火管理維持台帳の作成、整備及び保管)

第8条 管理権原者は、前条で報告又は届出した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備及び保管しておくものとする。

2 転売等により管理権原者が変更となる場合は、防火管理維持台帳のうち竣工からの建築関係及び消防用設備等・特殊消防用設備等に関する届出書類や図面等の関係書類を確実に受け渡すものとする。

第5節 防火管理委員会

(防火管理委員会)

第9条 防火管理業務の適正な運営を図るため、本社総務課に防火管理委員会を置く。

2 防火管理委員会の構成は、別表1のとおりとする。

3 管理権原者は、事前に会議の構成メンバーを指定するものとする。

4 会議は、__月と__月に行い、次の場合は、臨時に開催する。

(1) 社会的反響の大きい火災、地震などによる被害発生時

(2) 防火管理者などからの報告、提案により管理権原者が会議を開催する必要があると認めた時

5 会議の主な審議事項

(1) 消防計画の変更に関する事項

(2) 防火・避難施設、消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・維持管理に関する事項

(3) 自衛消防隊の設置及び装備に関する事項。

(4) 自衛消防訓練の火災予防対策に関する事項。

(5) 工事等をする際の実施細部に関する事項。

(6) 火災予防上必要な教育に関する事項。

(7) その他

第2章 予防管理対策

第1節 日常及び定期的に行う火災予防

(予防管理組織)

第10条 予防管理組織は、火災予防のための組織と自主点検・検査を実施するための組織とする。

(火災予防のための組織)

第11条 火災予防のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに、各階ごとに防火担当責任者をおき、所定の区域ごとに火元責任者をおくこととし、別表2のとおり定める。

(防火担当責任者の業務)

第12条 防火担当責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関するこ
- (2) 防火管理者の補佐

(火元責任者の業務)

第13条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火気管理に関するこ
- (2) 担当区域内の建物、火気設備器具、電気設備、危険物施設及び消防用設備等・特殊消防用設備等の日常の維持管理に関するこ
- (3) 地震時における火気設備器具の安全確認に関するこ
- (4) 別表3『自主検査チェック票(日常)「火気関係」』及び別表4『自主検査チェック票(日常)「閉鎖障害等」』の検査の実施に関するこ
 - (ア)「火気関係」のチェックは毎日終業時に行うものとする。
 - (イ)「閉鎖障害等」のチェックは1日2回行う。
- (5) 防火担当責任者の補佐

(受託者の業務)

第14条 受託者は、社内を定期的に巡回し、別表3、別表4の項目及び火災予防上の安全を確認するとともに、その結果を業務日誌に記録し、防火管理者に報告するものとする。

(定期的に自主点検・検査を実施するための組織)

第15条 自主点検・検査を実施するための組織は、消防用設備等・特殊消防用設備等、建物、火気設備器具及び電気設備等について適切な機能を維持するため、定期に点検・検査を実施するものとし、各点検・検査員を別表5のとおり定める。

(建物等の自主検査)

第 16 条 建物等の自主検査は、別表 6 の「自主検査チェック票（定期）」に基づき、別表 5 に定める各点検・検査員が確認するものとし、実施時期は、__月と__月、__月と__月の年4回とする。

(消防用設備等の自主点検)

第 17 条 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検のほかに、自主点検を実施するものとする。

- (1) 自主点検は、別表 7 「消防用設備等自主点検チェック票」に基づき、別表 5 に定める点検・検査員が点検するものとする。
- (2) 実施時期は、__月と__月とする。
- (3) 防火管理者は、消防用設備等・特殊消防用設備等に特例が適用されている場合の特例適用条件の適否についても、合わせて確認するものとする。

(共用部分等の検査)

第 18 条 消防用設備等・特殊消防用設備等、建物、防火、避難施設（共用部分）の自主点検・検査は、建物所有者が実施するものとする。

(防火対象物の法定点検)

第 19 条 防火対象物の法定点検は、_____に委託して行うものとする。

防火管理者は、防火対象物の点検実施時に立ち合うものとする。

(消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検)

第 20 条 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は_____に委託して、別表 8 の「消防用設備等点検計画表」により行うものとする。

2 防火管理者は、消防用設備等・特殊消防用設備等の点検実施時に立ち会うものとする。

(建物等の定期調査)

第 21 条 建物等の定期調査を行い、建物の維持管理に努めるものとする。

2 防火管理者は、建物等の定期調査実施時に立会うものとする。

第 2 節 報告等

(点検検査結果の記録及び報告)

第 22 条 自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。

ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火管理者に報告するものとする。

(不備欠陥等の報告)

第 23 条 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修しなければならない。

2 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立するものとする。

(統括防火管理者への報告)

第 24 条 防火管理者は、自主検査、自主点検及び法定点検の実施結果を統括防火管理者に報告するものとする。

2 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修計画、改修結果を統括防火管理者に報告するものとする。

第 3 節 火災予防措置

(火気等の使用制限等)

第 25 条 防火管理者は、次の事項について喫煙及び火気等の使用の制限を行うものとする。

(1) 禁煙場所の指定

禁煙場所は次のとおりとする。

ア 廊下	イ 階段	ウ 更衣室
エ コンピューター室	オ 電気室	カ 危険物施設
キ 倉庫		

(2) 火気設備器具等の使用禁止場所の指定

使用禁止場所は、厨房及び給湯室を除くすべての場所とする。

(臨時の火気使用等)

第 26 条 当ビル内で、次の事項を行おうとする者は、防火管理者へ事前に連絡し、承認を得るものとする。

- (1) 指定場所以外で喫煙又は火気を使用するとき
- (2) 各種火気設備器具を設置又は変更するとき
- (3) 催物の開催及びその会場で火気を使用するとき
- (4) 危険物の貯蔵、取り扱い、種類、数量等を変更するとき
- (5) 模様替え等の工事を行うとき

(火気等の使用時の遵守事項)

第 27 条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 電熱器等の火気設備器具を使用する場合は、指定場所以外では使用してはならない。
- (2) 火気設備器具を使用する場合は、事前に設備器具を検査してから使用すること。
- (3) 火気設備器具を使用する場合は、周囲に可燃物があるか否かを確認してから使用すること。
- (4) 火気設備器具を使用した後には、必ず設備器具を点検し、安全を確認すること。
- (5) 禁煙場所では、喫煙してはならない。

(施設の対する遵守事項)

第 28 条 防火管理者又は従業員等は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 避難口、廊下、階段、避難通路その他のために使用する避難施設
 - ア 避難の障害となる施設を設け、又は物品を置かないこと。
 - イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないよう維持すること。
 - ウ 避難口等に設ける戸は、容易に開錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。
- (2) 火災が発生したとき延焼を防止し、又は有効な消防活動を確保するための防火設備
 - ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に確保し閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
なお、防火戸の開閉位置と他の部分とを色別しておくこと。
 - イ 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

(避難経路図)

第 29 条 防火管理者は、人命の安全を確保するため、各階ごとに消防用設備等の設置図及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を別図 1 のとおり作成し、自衛消防隊員並びに従業員等に周知徹底するものとする。

(客席、避難通路の管理) 劇場等の場合

第 条 条例に定める基準に従い、客席及び避難通路を管理するものとする。

(避難経路図の掲出) 旅館、ホテル又は宿泊所の場合

第 条 宿泊室の見やすい場所には、当該宿泊室から屋外へ通ずる避難経路を明示した避難経路図を掲出するものとする。

(避難通路の確保) 百貨店等避難通路を確保しなければならない場合

第 条 条例に定めるところにより、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 1.6 メートル以上の幅員の主要避難通路を保有すること。
- (2) 主要避難通路は避難口に有効に通じさせるとともに、色別等により他の部分と区別すること。
- (3) 避難上必要な位置に、1.2 メートル以上の補助避難通路を、主要避難通路又は避難口に有効に通ずるように保有すること。

(避難通路の確保) キャバレー等及び飲食店で避難通路を確保しなければならない場合

第 条 条例に定めるところにより、客席は、いす席、テーブル席又はボックス席 7 個以上を通過しないで、有効幅員 1.6 メートル以上の避難通路に達するように確保するものとする。

(避難管理) ディスコ、ライブハウス、カラオケルーム等の場合

第 39 条 条例に定めるところにより、非常の際は速やかに特殊照明及び音響を停止するとともに、避難上有効な明るさを保つものとする。

(収容人員の管理)

第 30 条 一時的に用途を変更し、混雑が予想される場合は、避難経路の確保、避難誘導員の配置など必要な措置をとるものとする。

(定員の管理) 劇場等

第 31 条 条例に基づき、次の事項を遵守し、定員の管理に努めるものとする。

- (1) 条例で定められている定員をこえて、お客様を入場させないこと。
- (2) 客席内の避難通路に、お客様を収容しないこと。
- (3) 出入口や切符売場の見やすい場所には、定員を記載した表示板を設けるとともに、入場したお客様の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げること。

第 4 節 工事中の安全対策

(工事中の安全対策の樹立)

第 31 条 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立する。また、必要に応じて「工事中の消防計画」を作成して消防機関に届け出るものとする。

2 防火管理者は、工事人に對し、次の事項を周知し遵守させるものとする。

- (1) 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制をとること。
- (2) 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
- (3) 工事場所ごとに火気の責任者を指定し、工事の状況について、定期に防火管理者に報告されること。
- (4) 危険物などを持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
- (5) 放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をすること。
- (6) その他防火管理者の指示すること。

第 5 節 放火防止対策

(日常の放火防止対策)

第 32 条 防火管理者は、次の事項に留意し、放火防止に努めるものとする。

- (1) 敷地内及び廊下、階段、洗面所等の可燃物の整理、整頓又は除去を行う。
- (2) 出入口の特定と出入りする者に対する呼びかけ及び監視等の強化を行う。
- (3) アルバイト、出向、パートなどの従業員の明確化による不法侵入者の監視を行う。
- (4) 客用トイレ等を従業員と共に用するなど監視の強化を行う。

- (5) 監視カメラ等の設置による死角の解消及び死角となる場所の不定期巡回監視体制を確立する。
- (6) 火元責任者又は最終の退社する者が火気の確認及び施錠を行う。
- (7) 空室、倉庫等の施錠管理は、出入口だけでなく窓にも注意し、人が入れない環境づくりを行う。
- (8) 休日、夜間等における巡回体制の確立と放置されている可燃物等の整理、整頓を行う。
- (9) 駐車場内にある車両の施錠の確認を行う。

(周辺で連続放火火災が発生した場合の対策)

第 33 条 当ビルの近隣で、放火火災が連続的に発生した場合は、前条によるほか、自衛を強化し、次のことを行うものとする。

- (1) ビル管理者は、ビル内外の巡視について回数を増やし、綿密に行う。
- (2) ビル退館者は、施錠の確認を確実に行う。

第 3 章 自衛消防活動対策

第 1 節 自衛消防組織

(自衛消防隊の設置)

第 34 条 火災及び地震等の災害発生時に被害を最小限に止めるため、自衛消防隊を設置する。なお、自衛消防隊は、本部隊及び地区隊に編成するものとする。

2 防災センターに自衛消防隊本部（以下「本部」という。）を設置する。

3 本部に本部長、自衛消防隊長及び自衛消防隊副隊長をおく。

4 本部長等の指定は、次のとおりとする。

- (1) 本部長は、_____代表取締役とする。
- (2) 自衛消防隊長には、同取締役副社長があたり、本部隊、地区隊を指揮する。
- (3) 自衛消防隊副隊長は防火管理者があたり、自衛消防隊長を補佐する。

5 自衛消防隊の編成及び主たる任務は、別表 9 のとおりとする。

第 2 節 権限及び任務

(本部長の権限)

第 35 条 本部長は、自衛消防隊が火災、地震及びその他の災害の自衛消防活動又は訓練を行う場合、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

(自衛消防隊長の任務)

第 36 条 自衛消防隊長は、本部長の命を受け、自衛消防隊の機能が有効に発揮できるよう総括するとともに、消防隊との連携を密にしなければならない。

- 2 自衛消防隊長は、本部長が不在の場合は、その任務を代行する。
- 3 自衛消防隊副隊長は、隊長を補佐し、隊長が不在の場合は、その任務を代行する。
- 4 地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに隊長（本部）への報告連絡を密にする。

第3節 自衛消防活動等

（本部隊の任務）

第37条 本部隊の指揮班員は、本部指揮所の設置、避難、消火状況の把握、隊長の指示命令の伝達、必要資材の集結及び資料、情報等を確保するとともに、消防隊に協力するものとする。

- 2 建物関係資料の保管場所は、防災センターとする。
- 3 火災が発生したときは、全体の消防計画に基づき、他の事業所の自衛消防隊員と協力して、自衛消防活動を行うものとする。**

（通報連絡）

第38条 火災の発見者は、消防機関（119番）への通報及び防災センターに場所、状況等を速報するとともに、周辺に火災を知らせるものとする。

- 2 地区隊の通報連絡担当は、火災の場所、状況等を防災センターに報告するものとする。
- 3 防災センター勤務員は、自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めたときは、直ちに係員を現場に派遣するとともに非常電話等で状況を確認する。
- 4 防災センター勤務員は、火災を確認後、直ちに消防機関（119番）へ通報するとともに、自衛消防隊長に報告し、放送設備により必要に応じ館内に周知する。

なお、放送文例は、別記1によるものとする。

- 5 本部隊の通報連絡班員は、次の事項を処理する。
 - (1) 防災センターに集合し、消防機関への通報の確認、隊長への災害状況報告、火災の状況の変化に伴う非常放送等を行う。
 - (2) 自衛消防隊長の指示命令の伝達を行う。
 - (3) 外部との連絡を行う。
 - (4) 消防隊が到着したときは、火災の延焼状況、燃焼物件、危険物品の有無、逃げ遅れの有無等の情報を提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

（非常通報装置が設置されている場合）自動火災報知設備と連動している場合

第 条 自動火災報知設備が作動したときに、非常通報装置から消防機関へ通報されたときには、消防機関からの着信信号を確認すること。

- 2 誤作動により直接通報された場合は、通報停止ボタンを押し、通報を中止すること。
なお、通報中止が間に合わなかった場合には、送受話器を使用し又は119番を行い誤作動であることを連絡すること。

(非常通報装置が設置している場合)自動火災報知設備と連動していない場合

第 40 条 自動火災報知設備が作動した場合は、直ちに現場に急行し火災であることを確認のうえ、「火災通報用押しボタン」を押し、消防機関へ通報するものとする。

なお、誤って「火災通報用押しボタン」を押した場合は、通報停止ボタンを押すとともに119番をし、「誤報」であったことを連絡すること。

(消火活動)

第 39 条 本部隊の消火班員は、地区隊と協力し、消火器又は屋内消火栓設備等を活用して適切な初期消火を行うとともに防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。

2 地区隊における消火活動は、初期消火に主眼をおき活動する。

なお、自己地区隊の担当区域外で発生した場合は、臨機の処置を行うとともに自衛消防隊長等の指示により行動するものとする。

(避難誘導)

第 40 条 本部隊の避難誘導班員は、火災が発生した場合、地区隊と協力して出火階及びその上階の者を優先して避難誘導にあたるものとする。

2 エレベーターによる避難は原則として行わないものとする。

3 避難誘導班員の部署は、非常口、特別避難階段附室前及び行き止まり通路等とする。

また、忘れ物等のため、再び入る者のないように万全を期すものとする。

4 避難誘導にあたっては、携帯用拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難する方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し避難させる。

5 負傷者及び逃げ遅れ等について情報を得たときは、直ちに本部に連絡する。

6 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、本部に報告する。

7 地区隊の避難誘導担当は、担当地区の避難者に対し、前各項に従い、誘導にあたるものとする。

(安全防護措置)

第 41 条 安全防護班員は、火災が発生した場合、排煙口の操作を行うとともに防火戸や防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖等を行うものとする。

(応急救護)

第 42 条 救護所は、消防隊の活動に支障のない安全な場所に設置する。

2 応急救護班員は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と密接な連絡をとり、速やかに負傷者を病院に搬送できるように適切な対応をするものとする。

3 応急救護班員は、負傷者の住所、氏名、電話番号、搬送病院、負傷程度等必要な事項を記録すること。

(自衛消防隊の装備)

第 43 条 自衛消防隊の装備及び管理は、次によるものとする。

(1) 装備

ア 隊用装備

- (ア) 消火器 本
- (イ) とび口 本
- (ウ) ロープ 本
- (エ) 携帯用拡声器 個

イ 個人用装備

- (ア) 防火衣 着
- (イ) ヘルメット 個
- (ウ) 警笛 個
- (エ) 携帯用照明器具 器

(2) 装備の管理

本部隊の装備は、管理会社事務所、防災センターなどに自衛消防隊長が保管、管理する。

(自衛消防隊の活動範囲)

第 44 条 自衛消防隊の活動範囲は、当事業所の管理範囲内とする。

- 2 隣接する防火対象物からの延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、自衛消防隊長の判断に基づき活動するものとする。
- 3 隣接建物等に対する応援出場は、_____との応援協定の範囲内とする。
- 4 前 3 の協定は、管理権原者が行うものとする。

(ガス漏えい時の活動)

第 45 条 都市ガス漏えい事故防止の対策は、別記 2 による。

第4章 休日、夜間における防火管理体制

(休日、夜間における予防管理)

第46条 警備員等は、定期に巡回する等火災予防上の安全を確認するものとする。

(休日、夜間における自衛消防活動体制)

第47条 休日、夜間における自衛消防活動組織は、別表10に示すところによる。

2 休日、夜間に発生した災害に対しては、次の措置を行うものとする。

- (1) 火災を発見した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、ビル内残留者に火災の発生を知らせ、自衛消防隊長、防火管理者等関係者に別に定める緊急連絡網により急報するものとする。
- (2) 消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

3 休日、夜間に発生した災害に対しては、在館中の事業所の従業員が協力するものとする。

(無人の場合)

第1条 火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、現場に駆けつけるものとする。

(緊急連絡先) _____

(警備会社等から通報を行う場合) 無人のとき

第1条 休日、夜間の無人時においては、警備会社が通報を行う。

2 火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、現場に駆けつけるものとする。

(緊急連絡先) _____

第5章 地震対策

(地震に備えての予防措置)

第48条 各点検・検査班及び火元責任者は、地震時の災害を予防するために、第2章第1節に基づく各種施設、設備器具の自主点検・検査に合わせて次の措置を行うものとする。

- (1) 建築物に付随する施設物(看板、窓枠、外壁等)の倒壊、転倒、落下を防止すること。
- (2) 倉庫、事務室内、避難通路、出入口等の棚、備品、器具、什器、物品等の転倒、落下を防止すること。
- (3) 火気設備器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないこと。
- (4) 火気設備器具等の自動消火装置、燃料等の自動停止装置等について、作動状況の検査を行うこと。
- (5) 危険物施設における危険物等の転倒、落下、浸水等による発火防止及び送油管等の緩衝装置の検査を実施すること。

(備蓄品)

第 49 条 地震に備え、次に掲げる品目を備蓄しておくものとする。

備蓄品目	備蓄場所
飲料水（3リットル/日 × 3日 × 従業員数）	
非常用食料（乾パン類）	
懐中電灯	
携帯ラジオ	
医薬品	防災センター
衣類	
携帯用拡声器	
救助用資機材	
その他	

(帰宅困難者対策)

第 50 条 事業所の帰宅困難となる従業員及び客等に対する情報の提供、保護支援、交通手段の確保などについて対策を立てておく。

- (1) ラジオ・テレビ等により正しい情報を入手し、その情報は、館内・構内放送及び掲示板等により周知する。
- (2) 混乱状況及び居住地等を考慮してグループ分けを行い、時差退社計画を作成する。
また、徒步帰宅者のための帰宅地図を作成する。
- (3) 帰宅困難な者のための食料、飲料水及び寝袋等を準備する。
- (4) 従業員や従業員の家族の安否確認方法や連絡手段として、災害伝言ダイヤルの活用及び遠隔地の支社等を活用した連絡体制を確立する。
- (5) 客等の安全を確保するため、適切な方法で避難誘導先まで誘導するとともに、けが人等の保護を行う。

第 2 節 地震時の活動

(地震後の安全措置)

第 51 条 地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。

- (1) 火気設備器具の直近にいる従業員は、電源の遮断、燃料の遮断等を行い、各火元責任者はその状況を確認して防災センターへ報告する。
- (2) ボイラー担当者は、ボイラーの使用停止及び燃料バルブ等の操作と確認を行う。
- (3) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- (4) 全従業員は、周辺の機器、物品等の転倒、落下等の有無と異常があった場合には、防災センターに報告すること。

- (5) 防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行うこと。
- (6) 各設備器具は、安全を確認した後、使用すること。
- (7) 防火管理者は、被害の状況を防火担当責任者等に報告させ把握すること。
- (8) 防災センター勤務員は、情報を把握するとともに在館者の安全確保のため、次の内容を放送する。
 - ア エレベーターの使用制限
 - イ 落下物からの身体防護の指示
 - ウ 屋外への飛び出しの禁止

(地震時の活動)

第 52 条 地震時の活動は、第 3 章各節によるほか、本部隊の指揮班員及び通報連絡班員等は、次のことを行うものとする。

- (1) テレビ、ラジオなどにより、地震情報の収集に努め、周辺の状況を把握すること。
- (2) 防災センター勤務員は、建物内外の状況を把握し、放送設備を活用して、建物内にいる者に適切な指示を行うこと。

(避 難)

第 53 条 地震時の避難は、次によるものとする。

- (1) 従業員等を落ち着かせ、自衛消防隊長が避難するよう命令するまで、照明器具などの転倒落下に注意しながら、柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で待機させること。
- (2) 従業員等を避難場所に誘導するときは、一時集合場所(_____)及び避難場所(_____)までの順路、道路状況、地域の被害状況について、説明すること。
- (3) 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行うこと。
- (4) 避難は、車両等は使用せず全員徒步とすること。
- (5) 避難は、従業員等の在館者が一団となり避難すること。
- (6) 避難は、先頭と最後尾に誘導員及び情報員を配置すること。
- (7) 安全防護担当は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行うこと。
- (8) **避難、避難誘導は、協議事項に基づき、各事業所の避難誘導担当と協力して行うものとする。**

第5章 警戒宣言が発せられた場合の対策

第1節 警戒宣言が発せられた場合の組織等

(地震対策のための自衛消防組織)

第54条 警戒宣言が発せられた場合に自衛消防隊は、別表9に定める任務を行うものとする。

(休日、夜間における自衛消防組織)

第55条 別表10に定める「休日、夜間の自衛消防組織」体制をとり、別表9の任務を行うものとする。

- 2 別に定める連絡表により必要な要員を招集するものとする。
- 3 警戒宣言の発令を知ったとき、招集要員は自主的に集結するものとする。

(営業方針等)

第56条 警戒宣言が発せられた場合は、従業員の時差退社及び残留保安要員の確保を図り、在館者の混乱防止のため原則として営業を中止する。

- 2 出勤途上又は外出中に警戒宣言の発令を知った場合は、招集要員以外は帰宅し、待機する。
- 3 防火管理者は、従業員の時差退社の計画を別表11により作成しておくものとする。

第2節 判定会招集時から警戒宣言が発せられるまでの間における対応措置

(判定会招集の報告等)

第57条 判定会招集情報の発表を知った従業員は、直ちに防火管理者等に報告する。

- 2 報告を受けた防火管理者等は、テレビ・ラジオを通じて情報確認のうえ、本計画に基づく必要な措置をとるものとする。

(地震対策委員会の招集)

第58条 本部長は、判定会招集を知ったときは、地震対策委員会を招集し、次の事項を協議し、決定するものとする。

- (1) 判定会招集情報の段階における対応措置
 - ア 判定会招集情報の伝達方法
 - イ 自衛消防隊の任務の確認
 - (2) 警戒宣言が発令された場合の顧客等の取り扱い
 - (3) 出火防止のための応急措置対策の確認
 - (4) 時差退社の決定及び残留者の決定
 - (5) その他必要な事項
- 2 委員会の構成は、別表1の構成員及び自衛消防隊の地区隊長以上をもって構成する。

(自衛消防隊員に対する指示等)

第 59 条 本部長は、各自衛消防隊等に対し、速やかに地震対策委員会の結果、警戒宣言が発せられた場合の措置、任務分担等必要事項を伝達指示するものとする。

(在館者に対する情報伝達)

第 60 条 在館者に対し、放送設備により、判定会招集情報について、別記 1 に定める放送文例をもって伝達するものとする。

第 3 節 警戒宣言発令時から発生（又は解除）までの間における対策

(警戒本部の設置)

第 61 条 本部長は、警戒宣言が発せられた場合、警戒本部を防災センターに設置する。

2 本部の構成員は、前第 58 条第 2 項と同様とする。

3 警戒本部の任務は、次のとおりとする。

(1) 警戒宣言が発せられた場合の緊急点検及び被害防止措置等の進行管理

(2) 計画に定められた事項のうち、重大な内容の臨時的変更

(3) 計画に定められた事項以外の重要事項の決定

(4) 自衛消防隊員及び従業員等に対する指示・命令

4 自衛消防隊の本部隊の各班長及び地区隊長は、応急対策及び時差退社等の進行状況等必要な事項を、隨時、本部に報告する。

5 警戒本部には、本部の位置を示す表示板、各階の平面図、トランシーバーなど本部活動に必要なものを準備する。

(従業員に対する警戒宣言発令時の伝達等)

第 62 条 警戒本部は警戒宣言が発せられた場合、従業員に対して、放送設備により、別記 1 に定める放送文例をもって伝達する。

2 自衛消防隊長は、それぞれの避難誘導班に指定されている者を所定の場所に配置する。

(在館者に対する警戒宣言が発せられた場合の伝達)

第 63 条 在館者に対する警戒宣言が発せられた場合の伝達は、避難誘導班の配置完了後、別記 1 に定める放送文例により非常放送を行うものとする。

(誘導案内)

第 64 条 避難誘導班は携帯用拡声器、ロープ等を携行し、所定の位置につき、混乱防止を主眼に適切な誘導、案内を行うものとする。

2 混乱を防止するために、避難階に近い階層より順次行うものとする。

(火気使用の中止等)

第 65 条 警戒宣言が発せられた場合は、禁煙とし、火気設備器具等の使用を原則として中止し、やむを得ず火気を使用する場合は、防火管理者の承認を得て必ず従業員に監視させ、直ちに消火できる体制を講じておく。

2 危険物の取り扱いは直ちに中止し、やむを得ず取り扱う場合は、防火管理者の承認を得て出火防止等の安全対策を講じたうえで行うものとする。

3 エレベーターは、地震時管制運転装置付きのものを除き、運転を停止する。

(従業員の実施する被害防止措置)

第 66 条 警戒宣言が発せられた場合に従業員が実施すべき被害を防止する措置は、次による。

- (1) 窓ガラス等の落下、散乱防止
- (2) 照明器具等の固定
- (3) 事務機器、商品等の転倒、落下防止
- (4) 初期消火用水の確保
- (5) 非常持ち出し品の準備

(工事及び高所作業の中止)

第 67 条 防火管理者は、警戒宣言が発せられた場合は、建築工事及び窓ふきその他の高所作業を行う者に対して、工事用資機材の安全措置を施して工事等を中止させるものとする。

(時差退社等)

第 68 条 防火管理者は、従業員の退社について別表 11 を作成し、これに基づき退社させるものとする。

2 防火管理者は、前項の時差退社の状況を把握し、自衛消防隊長に報告するものとする。

第6章 防災教育及び訓練等

第1節 防災教育等

(防災教育の実施時期等)

第69条 防災教育の実施時期、実施対象者、実施回数は、次の表のとおりとする。

(防災センター要員の教育)

第 70 条 管理権原者等は、防災センター要員に対して、消防本部及び消防署をおく市町村において実施する講習を受けさせるものとする。

なお、防火管理者は、防災センター要員の受講状況を常に把握して、計画的に受講推進するものとする。

2 防火管理者は、前項の防災センター要員に対して、講習を受けた日から 5 年以内に防災センター要員の再講習を受講させるものとする。それ以降も同様とする。

(防災教育の内容)

第 71 条 防災教育の内容は実施者の任務分担を定め、概ね次の項目について、防災教育の内容は次によるものとする。

- (1) 消防計画について
- (2) 従業員等が守るべき事項について
- (3) 火災発生時の対応について
- (4) 地震時の対応について
- (5) 防火管理マニュアルの徹底について
- (6) その他火災予防上必要な事項

(講演会等)

第 72 条 防火管理者等は、消防機関が行う講演会及び研究会等に参加するとともに従業員に対する防火講演等を隨時開催するものとする。

(ポスター、パンフレットの作成及び掲示)

第 73 条 防火管理者は、パンフレットその他の資料を作成するとともに、消防機関から配布されるポスターは見やすい場所に掲示し、防火思想の普及を図るものとする。

2 防火管理者は、警戒宣言が発せられた場合にとるべき措置について、放送、掲示物その他により適時に広報を行うものとする。

(防火管理再講習) 防火管理再講習の受講義務がある場合

第 74 条 防火管理者は、選任された日の 4 年前までに甲種防火管理新規講習又は再講習を修了している場合は、選任されてから 1 年以内に、それ以外の場合は、甲種防火管理新規講習又は再講習を修了してから 5 年以内に甲種防火管理再講習を受講する。

2 管理権原者は、前項の受講に際して、必要な措置を講ずる。

第 2 節 訓 練

(訓練の実施)

第 74 条 防火管理者は、火災、地震等の災害が発生した場合、自衛消防隊が迅速かつ的確に所定の行動ができるように自衛消防訓練を実施するものとする。

(訓練の実施時期等)

第75条 防火管理者は、次により訓練を行うものとする。

(1) 訓練の実施時期

訓練の種別	実施時期	備考
消火訓練	____月 ____月 ____月	__月に消火器の実放射訓練を実施する。 __月に屋内消火栓の放水訓練を実施する。
通報訓練	____月____月____月	
避難訓練	____月____月____月	
その他の訓練	____月 ____月	応急救護、安全防護、地震想定訓練を実施する。
総合訓練	____月 ____月	__月に大規模地震を想定した訓練を合わせて実施する。

(2) 前項の訓練の実施時期に合わせ、警戒宣言が発せられた場合を想定した部分訓練を年2回以上、総合訓練を年1回以上実施するものとする。

(3) 防火管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施にあたらせるものとする。

(4) 訓練の参加者

ア 自衛消防隊員

イ 正社員、パート、アルバイトの中から半数以上の者

(この場合、全従業員が参加できるように、ローテーションを組んで参加させるものとする。)

ウ ビル全体で実施する訓練に参加するものとする。

(自衛消防訓練の通知)

第 76 条 防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「自衛消防訓練通知書」等により所轄消防署へ通報するものとし、実施日時、訓練内容等について自衛消防隊員に周知徹底するものとする。

(訓練の内容)

第 77 条 訓練は、次の内容を実施するものとする。

- (1) 消火訓練
- (2) 通報訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 安全防護訓練
- (5) 応急救護訓練
- (6) 地震想定訓練
- (7) 総合訓練

(8) その他の訓練

次により実施する。

- ア 建物平面図、配置図、設備図等を使用し、災害を想定した図上の研究、討議
- イ 消防計画に定められた自衛消防隊の編成及び任務の確認
- ウ 個々の自衛消防隊員がその任務を遂行するために必要な基本的な諸動作、規律の訓練
- エ 自衛消防活動に供する設備機器及び設備の個々の取扱い、習熟

(防災センターを活用した訓練)

第 77 条 防火管理者は、火災発生時に共同住宅部分の居住者及び共同住宅が存する複合用途防火対象物にあっては、他の用途部分の従業員等が、防災センターの機能を有効に活用して火災の被害を最小限に抑えられるよう、日頃から次の訓練を実施するものとする。

- (1) 防災センター側と火災現場側との情報伝達訓練
- (2) 通報訓練（防災センターからの119番通報訓練等）
- (3) 避難訓練（非常放送設備を使用した避難誘導の時期及び誘導方法等）
- (4) 防災センターに設置されている機器の周知及び取扱い訓練
 - ア 自動火災報知設備の感知器との連動機能
 - イ 各種設備の遠隔操作等

(訓練時の安全対策)

第 78 条 訓練指導者を_____、安全管理を担当する者を_____とし、訓練指導者は、訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を図るための安全管理を実施するものとする。

- (1) 訓練実施前
 - ア 訓練に使用する施設、資機材及び設備等は、必ず事前に点検を実施するものとする。
 - イ 事前に自衛消防隊員の服装や履物及び健康状態を的確に把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示又は参加させない等の措置を講じること。
- (2) 訓練実施中
 - ア 安全管理を担当する者は、訓練の状況全般が把握できる位置に、補助者は安全管理上必要な箇所に配置し、各操作及び動作の安全を確認すること。
 - イ 訓練中において、使用資機材及び訓練施設に異常を認めた場合は、直ちに訓練を停止して、是正措置等を講じること。
- (3) 訓練終了後
 - 訓練終了後の資機材の収納時についても、手袋、ヘルメットを着装させるなど十分に安全を確保されること。

(訓練実施結果の検討)

第 79 条 防火管理者は、自衛消防訓練終了後直ちに訓練実施結果について検討会を開催するとともに、自衛消防訓練の実施結果を記録し以後の訓練に反映させるものとする。
なお、検討会は原則として訓練に参加した者全員が参加するものとする。

付 則

この計画は、令和 年 月 日から施行する。

別表 1

防火管理委員會構成表（例）

別表2

火災予防のための組織構成表（例）

別表3 自主検査チェック表(日常)「火気関係」

月

実施責任者				担当区域			
日	曜 日	実施項目					
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							

(備考) 不備・欠陥がある場合には直ちに防火管理者に報告します。
 (凡例) ...良 ×...不備・欠陥 ...即時改修

防火管理
者確認

別表4

自主検査チェック表(日常)「閉鎖障害等」

実施責任者				担当範囲							
実施日時											
実施項目		確認箇所	チェック状況	チェック状況	チェック状況	チェック状況	チェック状況	チェック状況	チェック状況		
避難障害	避難口										
	廊下 避難通路										
閉鎖障害	防火戸 防火シャッター										
	階段										
操作障害等	屋内 消火栓										
	自火報										
備考											
(備考)不備・欠陥がある場合には直ちに防火管理者に報告します。 (凡例) ...良 ×...不備・欠陥 ...即時改修								防火管理者確認			

別表5

自主点検、検査を実施するための組織編成表

別表6

自主検査チェック表(定期)

実施項目	確認箇所	検査結果		
建物構造	(1) 基礎部 上部の構造体に影響をあおぼす沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。			
	(2) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。			
	(3) 天井 仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。			
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。			
	(5) 外壁(貼石・タイル・モルタル・塗装等)・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。			
	(6) 屋外階段 各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。			
	(7) 手すり 支柱が破損・腐食していないか。また、取付部に緩み・浮きがないか。			
	(8) 消防隊非常用進入口 表示されているか。また、進入障害はないか。			
防火施設	(1) 外壁の構造及び開口部等 外壁の耐火構造等に損傷はないか。 外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 防火戸は円滑に開閉できるか。			
	(1) 防火区画 防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 自動閉鎖装置(ドアチェック等)付の防火戸等のくぐり戸が最後まで閉まるか。 〔確認要領〕・常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ・煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 防火ダンパーの作動状況は良いか。			
	(1) 廊下・通路 有効幅員が確保されているか。 避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。			
	(2) 階段 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 階段室の内装は不燃材料になっているか。 階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 非常用照明がバッテリーで点灯するか。			
避難施設	(3) 避難階の避難口(出入口) 扉の開放方向は避難上支障ないか。 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。			
	(1) 廉間設備(コンロ、レンジ、フライヤー等)、給湯器等 可燃物品から適正な距離が保たれているか。また、周辺部は炭化していないか。 ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。 油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。 排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。			
	(2) ガストーブ、石油ストーブ 自動消火装置は適正に機能するか。 火気周囲は整理整頓されているか。			
電気設備	(1) 变電設備 電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。 变電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 变電設備に異音、過熱はないか。			
	(2) 電気器具 タコ足の接続を行っていないか。 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。			
危険物施設	(1) 少量危険物貯蔵取扱所 標識は掲げられているか。 掲示板(類別・数量等)には、正しく記載されているか。 換気設備は適正に機能しているか。 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 整理清掃状況は適正か。 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。			
	(2) 指定可燃物貯蔵取扱所 標識は掲げられているか。 貯蔵取扱所周囲に火気はないか。 整理整頓(集積)の状況は良いか。			
検査実施者氏名	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者確認
構造関係 _____	年 月 日	火気設備器具 _____	年 月 日	
防火関係 _____	年 月 日	電気設備 _____	年 月 日	
避難関係 _____	年 月 日	危険物施設	年 月 日	

(備考)不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告します。

(凡例) ...良 ×...不備・欠陥 ...即時改修

別表7 消防用設備等自主点検チェック表

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器 (年月日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。 (2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 (3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 (4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 (5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備(移動式) (年月日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 (3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 (4) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年月日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例. 物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 送水口の変形及び操作障害はないか。 (4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 (5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 (年月日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例. 物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡消火設備(固定式) (年月日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。 (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 泡のヘッドにつまり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (年月日実施)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置) (2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 (3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 (4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備 (年月日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。 (3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
動力消防ポンプ設備 (年月日実施)	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 (2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 (3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自動火災報知設備 (年月日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分はないか。 (4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備 (年月日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 (4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等はないか。	
漏電火災警報器 (年月日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油煙、ほこり、錆等で固着していないか。	
非常ベル (年月日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 操作上障害となる物がないか。 (3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備 (年月日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の支持が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 (2) 試験的に放送設備により、放送ができるかどうか確認する。	
避難器具 (年月日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。 (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。 (3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 (4) 降下する際に障害となる物がなく、必要な広さが確保されているか。 (5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 (年月日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 (2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。 (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 (4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水 (年月日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 (2) 道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入通路が確保されているか。 (3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年月日実施)	(1) 送水口の周囲には、消防自動車の接近に支障がないか。また送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食がないか。 (3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 (4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 (年月日実施)	(1) 送水口の周囲には、消防自動車の接近に支障がないか。また送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 (4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 (5) 表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備 (年月日実施)	(1) 周囲に使用上障害となるような物がないか。 (2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく容易に扉が開閉できるか。 (3) 表示灯は点灯しているか。	
検査実施者氏名		防火管理者確認

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。(凡例) : 良、×: 不備・欠陥、: 即時改修

別表 8

消防用設備等点検計画表

* 消防用設備等の点検を点検業者と契約している場合

点検設備業者	_____
住 所	_____
電 話 番 号	_____

別表9

自衛消防隊の編成と任務（その1　本部隊）

自衛消防隊本部長_____（自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。） 自衛消防隊長_____（自衛消防隊本部長が不在の場合は、その任務を代行する。） 自衛消防副隊長_____（隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。）			
本部隊の編成（平常時）		平常時の任務	警戒宣言が発せられた場合の組織編成と任務
指揮班	_____	1 隊長、副隊長の補佐 2 自衛消防本部の設置 3 地区隊への命令の伝達及び情報の収集 4 消防隊への情報の提供及び災害現場への誘導 5 その他指揮統制上必要な事項	指揮班は、情報収集班として編成する。
	_____	1 消防機関への通報及び通報の確認 2 館内への非常通報及び指示命令の伝達 3 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。）	通報連絡班は、情報収集班として編成する。
	_____	1 出火階に直行し、屋内消火栓による消火作業に従事 2 地区隊が行う消火作業への指揮指導 3 消防隊との連携及び補佐	消火班は、点検措置班として編成する。
	_____	1 出火階及び上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放及び開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。
	_____	1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置	安全防護班は、点検措置班として編成する。
応急救護班	_____	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供	救護班は、情報収集班として編成する。

自衛消防隊の編成と任務（その2 地区隊）

地区隊長（担当区域の初動措置の指揮体制を図るとともに自衛消防隊長（本部）への報告連絡を行う。）					
地 区 隊 の 編 成（平 常 時）					
一階 地区隊長 _____	通報連絡担当_____ 消火担当_____ 避難誘導担当_____ 安全防護担当_____ 救護担当_____	二階 地区隊長 _____	通報連絡担当_____ 消火担当_____ 避難誘導担当_____ 安全防護担当_____ 救護担当_____	三階 地区隊長 _____	通報連絡担当_____ 消火担当_____ 避難誘導担当_____ 安全防護担当_____ 救護担当_____
平常時の任務			警戒宣言が発せられた場合の組織編成と任務		
通報連絡担当	防災センターへの通報及び隣接各室への連絡		情報収集担当として編成し、テレビ、ラジオ等により情報を収集する。		
消火担当	消火器等による初期消火及び本部隊消火班の誘導		点検担当として編成し、担当区域の転倒、落下防止措置を講ずる。		
避難誘導担当	出火時における避難者の誘導		平常時と同様の編成とし、本部の指揮により、避難誘導を行う。		
安全防護担当	水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作		点検担当として編成し、上記の消火担当の任務に同じ。		
救護担当	負傷者に対する応急処置		応急措置担当として編成し、危険箇所の補強、整備を行う。		

自衛消防隊の編成と任務（その3 本部隊と地区隊）

自衛消防隊長 _____ (自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。)			
自衛消防副隊長 _____ (隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。)			
地区隊長 (担当区域の初動措置の指揮体制を図るとともに自衛消防隊長(本部)への報告連絡を行う。)			
自衛消防隊の編成(平常時)			
階 地区隊長 _____	連絡通報担当 _____	階 地区隊長 _____	連絡通報担当 _____
	初期消火担当 _____	初期消火担当 _____	初期消火担当 _____
	避難誘導担当 _____	避難誘導担当 _____	避難誘導担当 _____
	安全防護担当 _____	安全防護担当 _____	安全防護担当 _____
階 地区隊長 _____	応急救護担当 _____	階 地区隊長 _____	応急救護担当 _____
	連絡通報担当 _____	連絡通報担当 _____	連絡通報担当 _____
	初期消火担当 _____	初期消火担当 _____	初期消火担当 _____
	避難誘導担当 _____	避難誘導担当 _____	避難誘導担当 _____
階 地区隊長 _____	安全防護担当 _____	階 地区隊長 _____	安全防護担当 _____
	応急救護担当 _____	応急救護担当 _____	応急救護担当 _____
	平常時の任務		警戒宣言が発せられた場合の組織編成と任務
	通報連絡担当	消防機関への通報及び通報の確認、館内への非常放送並びに指示命令の伝達、関係者への連絡	
初期消火担当	出火場所への急行、消火器等による初期消火		点検担当として編成し、担当区域の転倒、落下防止措置を講じる。
避難誘導担当	出火時における避難者の誘導、負傷者及び逃げ遅れた者の確認、非常口の開放並びに開放の確認と避難障害物品の除去		平常時と同様の編成とし、本部の指揮により、避難誘導を行う。
安全防護担当	水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作		点検担当として編成し、上記の初期消火担当の任務に同じ。
応急救護担当	応急救護所の設置、負傷者に対する応急処置、救急隊との連携、情報の提供		応急措置担当として編成し、危険箇所の補強・整備、救出資機材等の確認を行う。

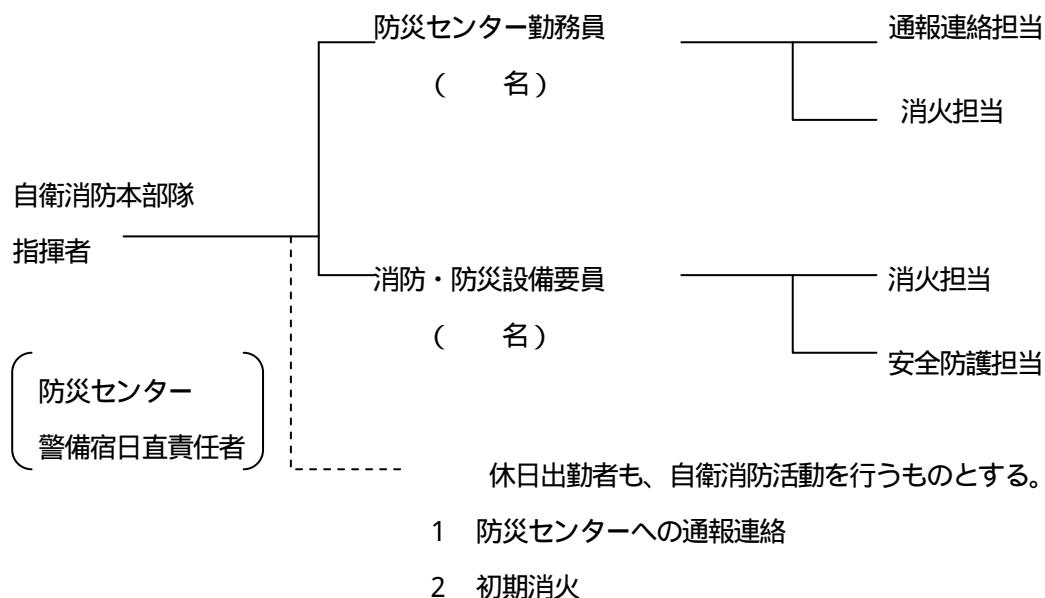
留意事項

- 1 自衛消防隊長は、管理権原者、又はこれに準ずるものを指定し、自衛消防副隊長には防火管理者又は相当職の者を指定することが望ましい。消防機関に届出する消防計画には役職名などを記入します。
- 2 地区隊長は階ごとに、受持担当区域内の責任者と通報・消火・避難などの担当者を指定することが望ましく、消防機関に届出する消防計画には役職・係名・係担当者名などを記入します。
なお、事務室等に掲出するものについては、担当者の氏名を記入し、転勤等で変わった場合は、速やかに訂正することが必要です。

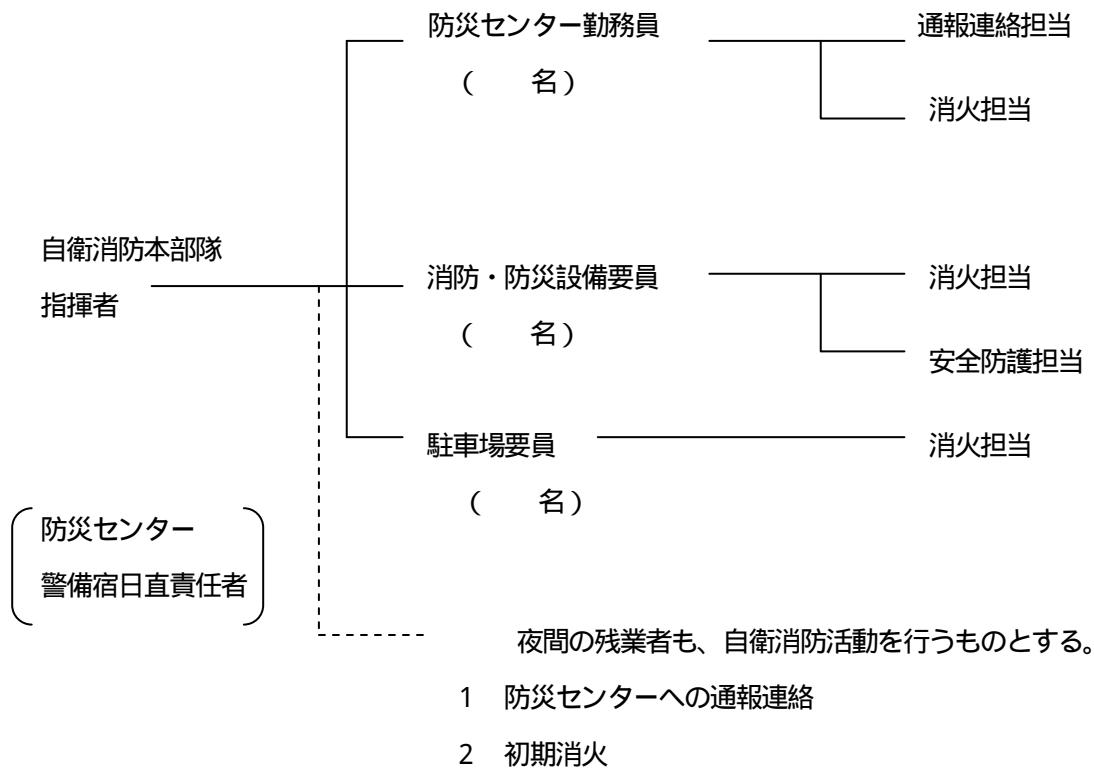
別表10

休日、夜間の自衛消防組織編成表

1 休日の指揮体制



2 夜間の指揮体制



別表 1 1

警戒宣言が発せられた場合の時差退社等計画表（例）

課名 (事業所名)			
人 数			
警戒宣言発令時 の営業方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業を中止する。 ・ 終業時刻まで営業する。 ・ 終業時刻まで一部営業する。 		
警戒宣言発令後 の人数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員を帰宅させる。 ・ 保安要員 ___人を残し、 ___人を帰宅させる。 ・ 営業のため、 ___人を残し、 ___人を帰宅させる。 		
グループ別	退社予定時間帯		退社予定人員
	日中に発令	夕方に発令	

別表12

防火管理業務の一部委託状況表

(令和 年 月 日現在)

防火対象物名称				再受託者の有無
管理権原者氏名				無し
防火管理者氏名				一部有り 全部
受託者の氏名及び住所等 (法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地)				受託者が再委託する場合記入
氏 名(名称) 住 所(所在地) 電 話 番 号 担 当 事 務 所 電 話 番 号 〔教育担当者講習 修了者氏名〕 〔講習修了証番号〕 〔教 育 計 画 〕				
受託者 の行 う 防 火 管 理 業 務 の 範 囲 及 び 方 法	常 駐 方 式	範 囲	火気使用箇所の点検監視業務 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 火災が発生した場合の初動措置 初期消火 通報連絡 避難誘導 その他() 周囲の可燃物の管理 その他()	同左 同左 同左 初期消火 通報連絡 避難誘導 その他() 同左 その他()
		方 法	常 駐 場 所 常 駐 人 員 委託する防火対象物の範囲 委 託 す る 時 間 帯	
	巡 回 方 式	範 囲	巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 火災が発生した場合の初動措置 初期消火 通報連絡 その他() その他()	同左 同左 初期消火 通報連絡 その他() その他()
		方 法	巡 回 回 数 巡 回 人 員 委託する防火対象物の区域 委 託 す る 時 間 帯	
遠 隔 移 報 方 式	範 囲	火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 火災が発生した場合の初動措置 初期消火 通報連絡 その他() その他()	同左 同左 初期消火 通報連絡 その他() その他()	
		方 法	現 場 確 認 要 員 の 待 機 場 所 到 着 所 要 時 間 委託する防火対象物の区域 委 託 す る 時 間 帯	

(備考)「受託者の行う防火管理業務の範囲」については、該当する項目のに✓印を付すこと。

別表13 防火管理業務一部委託契約書の内容チェック表(管理権原者の自己チェック表)

作成する内容	チェック欄
1 名称・所在	
2 委託業務範囲等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 範囲(全部、階数、一部等) (2) 業務(一括、防災センター監視、警備、設備、清掃、駐車場等) (3) 契約期間 (4) 受託者に防火管理上の権限を付与すること。 	
3 受託者の厳守事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 契約内容を遵守すること。 (2) 防火、防災業務にあっては、消防法令に基づく管理権原者又は防火管理者の指揮、命令に従うこと。 (3) 消防計画に基づき業務を行うこと。 (4) 消防関係法令並びに館内規則を遵守すること。 (5) 勤務日報の記録及び報告すること。 	
4 勤務体制等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 方法(常駐、巡回、遠隔移報等) (2) 常駐場所(防災センター、管理室、待機場所等) (3) 時間、人数、巡回回数、到着所要時間 (4) 防災教育、訓練の実施 (5) 休日、夜間の体制 (6) 消防用設備等の取扱いマニュアルの設置 (7) 資格保有者数(防災センター要員講習等) 	
5 火気使用箇所の点検等監視業務 <ul style="list-style-type: none"> (1) 喫煙禁止場所における違反者に対する是正措置 (2) 火気使用設備、器具等の点検及びガスの閉鎖状況確認 (3) 吸殻処理状況の確認 	
6 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <ul style="list-style-type: none"> (1) 防火設備、消防用設備等の管理、保全状況の目視点検、確認 (2) 防火戸、防火シャッター閉鎖障害の有無並びに閉鎖状況 (3) 避難設備(非常口、通路、階段等)における避難障害の有無 (4) 消火器、消火栓、避難器具、自火報等の損傷又は使用障害の有無 (5) 防災システム異常・故障表示の対応(防災設備不作動表示を含む。) (6) 建物、施設等の破損又は危険箇所の有無 	
7 火災が発生した場合の初動措置 <ul style="list-style-type: none"> (1) 自衛消防組織の編成に基づく初動措置 (2) 火災の発見(人的、煙感知器、設備の起動表示等による発見) (3) 火災状況の把握(受信機の表示、非常電話等による情報収集) (4) 消防機関への通報(電話、火災通報装置等による通報) (5) 避難誘導(非常放送の活用、避難方向の指示、EV使用禁止) (6) 初期消火(消火器、屋内消火栓等の活用) (7) 空調設備の停止(給排気設備の停止)エレベーターの呼び戻し(避難階への呼び戻しと停止)排煙設備の起動(排煙設備の起動順位の設定)非常口等の開錠(非常口扉の開錠)防火戸閉鎖等(防火戸、防火ダンパー等の遠隔操作及び手動操作) (8) 消火設備の起動(各種消火設備の遠隔起動操作及び手動操作) 	

作成する内容	チェック欄
8 周囲の可燃物の管理等 (1) 放火防止対策（建物外周や共有部分に放置された可燃物の処理） (2) リネン室、倉庫、ゴミ置場等の施錠	
9 その他 (1) 定期的な建物内外の巡回 (2) その他防火管理上必要な事項	
10 地震発生時の措置	
11 警戒宣言が発せられた場合の措置	
12 再委託する場合の契約内容の確認	

契約書の中に受託者に行わせる一部委託内容が盛り込まれているかどうか、該当する項目をチェックし、この用紙を消防計画に添付して届け出ます。

別記1

放送文

1 放送文例（火災時）

(1) 暗号放送文例

自衛消防隊隊員や従業員のみにわかる暗号文による放送

ハワイ観光団の皆さん、時間ですので、至急 階エスカレーター前へおいでください。

(2) 一般向け放送文例

お客様にお知らせいたします。

階の で火災が発生しました。

係員の指示に従い、 側の階段を使って避難してください。

2 放送文例（地震時）

(1) 暗号放送文例

自衛消防隊員や従業員のみにわかる暗号文による放送

ア 地震予知判定会招集時

東海視察団のご一行がまもなくご到着になります。関係者の方は、 にお集まりください。

イ 警戒宣言が発せられた場合の情報

東海視察団のご一行が到着いたしました。関係者の方は、 至急お集まりください。

(2) 一般向け放送文例

ア 地震予知判定会招集時

お客様に地震予知情報をお知らせいたします。

只今、東海地震に関する判定会が招集されたとのニュースが入りました。

この判定会は、東海地方の地震観測データに異常が現れ、これが大地震に結びつくかどうかを地震の専門家により判断するものです。

この結論が出るまでには、あと数時間程度かかる見込みです。今のところ、地震が発生する恐れがあるかどうかは、わかっておりませんが、詳しい情報が入り次第、お知らせします。

イ 警戒宣言が発せられた場合の情報

お客様にお知らせします。

本日 時 分、東海地震について警戒宣言が発令されました。

警戒宣言の内容は、只今から数時間から 2 ~ 3 日以内に東海地方を中心とする地震が発生する恐れがあるとのことです。

本日の興行は中止いたしますので、係員の誘導に従い、落ち着いて、ご退場ください。

別記2

ガス漏れ事故防止対策

第1節 日常におけるガス漏れ事故防止対策

(ガス会社が行う定期点検等の立会い)

第1条 防火管理者等は、ガス会社等が行う定期点検等に立会い、状況の確認に努める。

(ガス施設に関する資料及び資機材の整備点検)

第2条 防火管理者は、ガスによる事故を考慮し、ガス配管図面、設備器具設置図及びガス漏れ検知器等の資機材を防災センターに配置する。

2 前項の資機材は、点検整備しておく。

第2節 ガス漏れ時の応急措置対策

(ガス漏れ覚知時の措置)

第3条 防火管理者は、ガス漏れの通報又はガス漏れ火災警報設備等の作動によりガス漏れを覚知した場合は、次に定める必要な措置をとる。

- (1) ガス臭気の通報があった場合、防災センター勤務員は、ガス漏れ場所のガス臭気の程度及び行った措置等について聴取し、必要に応じて放送する。
- (2) 防災センター勤務員は、ガス漏れ火災警報設備等の作動したことを放送する。また、検知器の作動したところの従業員等は、その状況を防災センターに報告する。
- (3) ガス臭気の通報があった場合、防災センター勤務員は、ガス漏れ検知器等を携帯し、直ちにガス漏れ区域に直行し、その状況を防災センターに報告する。

(通報連絡)

第4条 防災センター勤務員は、ガス漏れを確認後、直ちに ガス 営業所(電話番号 ()) 及び消防機関(119番)へ通報するとともに、自衛消防隊長に報告し、放送設備により必要に応じた周知手段を講じる。

(火気設備器具の使用停止と喫煙等の禁止)

第5条 防災センター勤務員は、ガス漏れ発生又は爆発した場合、下記の内容を放送する。

- (1) ガス器具のほか、電熱器を含むすべての裸火の使用禁止
- (2) 喫煙の禁止
- (3) スイッチ操作の禁止
- (4) 電動シャッター等の操作及び火花を生ずる恐れのある作業又は行為の禁止

(避難誘導)

第6条 ガス漏れが発生又は爆発した場合、自衛消防隊長は時機を失すことなく顧客に避難の指示をするとともに、火災発生時の自衛消防活動と同様の避難誘導態勢をとる。

(緊急遮断弁等の閉止)

第7条 ガス会社の職員又は消防隊到着以前の緊急遮断弁等の閉止は次の場合とする。

- (1) 火災が延焼拡大中である場合
 - (2) 爆発事故があつて、ガス配管が損傷している可能性がある場合
 - (3) 広い範囲にわたってガス臭気があり、多量のガス漏れのおそれがある場合
 - (4) 救助救急活動が必要な場合
 - (5) その他
- 2 緊急遮断弁の閉止は、自衛消防隊長が事故状況を総合的に判断して決定し、操作は防災センター勤務員が行う。
ただし、夜間、休日等の場合は、防災センター勤務員の責任者がこれを判断し決定する。
- 3 緊急遮断弁を閉止した場合、防災センター勤務員は次の措置を実施する。
- (1) 遮断弁を閉止したことを、ビル内に放送し、伝達するとともに関係機関へ通報する。
 - (2) 一旦閉止した遮断弁は、安全が確認されるまで開放しない。
- (漏えいガスの排除)

第8条 漏えいガスの排除にあたっては、窓の開放による自然換気を原則として拡散排除に努める。

(立入禁止区域の設定)

第9条 立入禁止区域を設定する時期及び範囲、設定要領については、次による。

- (1) 立入禁止区域を設定する時期は、ビル内のガス漏れの状況及び避難状況を勘案してできる限り早い時期に設定する。
- (2) 立入禁止区域の範囲は、避難を指示した範囲とし、その区域にある出入口付近等爆発による影響があると思われる部分を判断のうえ、禁止区域を設定する。
- (3) 立入禁止区域の設定にあたっては、ロープ及び標識等により表示し、区域を明示する。

(消防隊及びガス会社への情報提供)

第10条 消防隊及びガス会社の職員が到着したときは、事故内容及び措置についての情報を次により提供する。

- (1) 漏えい箇所のガス濃度及び拡散範囲
- (2) 爆発の有無、発生箇所及び被害の状況
- (3) 緊急遮断等ガス供給停止の有無及び停止箇所
- (4) 火気使用設備器具等の使用停止及び電源遮断の状況
- (5) 避難誘導の状況
- (6) 死傷者及び逃げ遅れた者の有無と人数
- (7) 自衛消防隊の活動状況

(緊急遮断弁等を閉止した場合における復旧の際の留意事項)

第11条 緊急遮断弁を閉止した場合、ガスを使用している施設にあっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 器具栓、元栓及びメーターコックをすべて閉止し、ガス会社の許可があるまでこれを操作してはならない。
- (2) 関係機関又は防災センターからの指示があるまで、一切の火気を使用しない。

第3節 教育及び訓練

(教育の実施)

第12条 ガス漏れ事故防止対策の教育は、防災教育の時期に合わせて実施するものとし、実施内容は次による。

- (1) ガス爆発の影響範囲に関する知識
- (2) ガス漏えい時の措置
- (3) ガス漏れ火災警報設備等の機能
- (4) ガス漏れ検知器等の取扱要領
- (5) 緊急遮断弁の位置及び閉止の基準等
- (6) その他必要な事項

(訓練の実施)

第13条 ガス漏れ事故防止対策訓練は、自衛消防訓練の時期に合わせて実施するものとし、実施内容は次による。

- (1) 通報伝達
- (2) 爆発防止措置
- (3) 顧客等の避難誘導
- (4) ガス漏えい箇所の確認
- (5) 緊急遮断弁の閉止操作
- (6) 立入禁止区域設定
- (7) 救助、救急
- (8) 救護所の設営及び負傷者の状況等情報収集、報告
- (9) その他

別記3

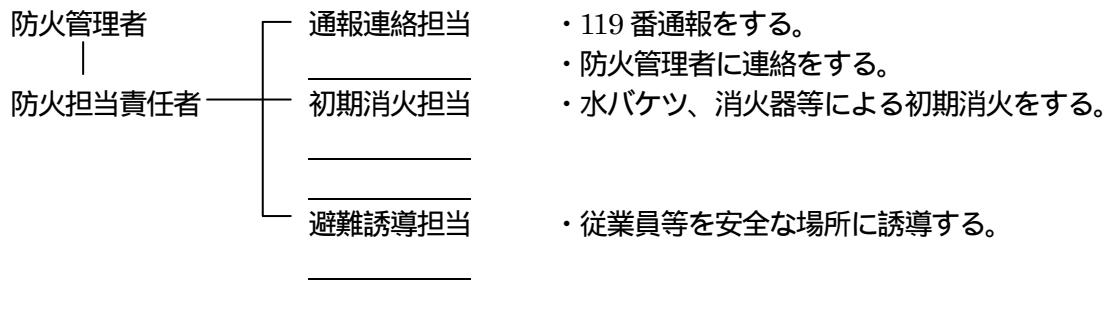
防火管理業務実施計画書

「消防計画に基づき、_____の防火担当責任者_____及び従業員は、当事業所において下記事項を適正に実施します。

1 防火担当責任者は、消防用設備等の自主点検及び火気関係並びに避難施設関係の概ね次の項目について、自主検査を実施します。

- (1) 廊下、階段に避難障害となる物品を置いていないか。
- (2) 防火戸の周囲に閉鎖障害となる物品を置いていないか。
- (3) ガス器具等のホースに老化・損傷はないか。
- (4) 電気器具の配線に老化・損傷はないか。
- (5) 電気器具はタコ足配線となっていないか。
- (6) たばこの吸殻の処理は適切か。
- (7) 終業時に火気の確認は行ったか。

2 火災等の災害発生時は、下記の表に基づき行動します。



3 建物内の他の部分から火災が発生した場合は、防火管理者の指揮の下に相互に連絡・協議して自衛消防活動を行います。

4 防災教育

防災担当責任者は、「防火の手引き」などを作成し、必要な都度、従業員等に教育を行います。

5 訓練

消防計画に定められた訓練に積極的に参加します。

6 休日・夜間等に火災が発生した場合の緊急連絡先

氏名 _____ 電話番号 _____

別記4 「集客施設等におけるパニック防止7つのポイント」作成資料

情報収集方法	(ポイント1) 施設内・外の安全・安心情報を迅速・的確に収集する。 (収集内容) 施設内・外の被害情報、火災の有無、鉄道・道路の被害・運行情報、帰宅支援情報、情報取得方法など個別的な情報を得るために情報等を収集する。 (収集方法) 施設内：巡回による確認の徹底、携帯電話等による迅速な報告、テナントビルについては被害情報連絡責任者の設置 施設外：ア 区市町村・交番・消防署 イ メディアからの収集（テレビ・ラジオ＝マス・メディア各局とともに、コミュニティ局からも収集する。） ウ インターネット（各都道府県の防災ホームページ）、パソコン通信等 エ 高層ビルの上部階など近隣施設と連携した情報収集体制の構築、連絡員の派遣
	(ポイント2) 安全・安心情報を、施設内の買物客等に適時・的確に提供するとともに、施設外の通行人に対しても可能な限り提供する。 (提供内容) 施設内・外の被害情報、火災の有無、鉄道・道路の被害・運行情報、帰宅支援情報、情報取得方法など個別的な情報を得るために情報のほか、災害発生時の行動要領を提供する。 (提供手段) ア 平常時 公演・上演の前の事前案内 イ 地震発生時 テレビ・ラジオ等の館内放送、構内放送、連絡ボード、情報連絡員、インフォメーションの設置、掲示、拡声器、非常放送設備
避難誘導場所	(ポイント3) 状況に応じて、施設内、又は施設外に安全に避難誘導する場所を確保する。 (誘導場所) 状況に応じて、 ア 施設内で、余震、火災等から身の安全を図れる場所（例：宴会場、ロビー） イ 施設外で、一時集合場所、避難場所など安全に誘導できる場所を定めておく必要がある。
	(ポイント4) 避難者が不安を持たず、安全確保のために適切に行動できるように避難誘導する。 (誘導方法) ア 避難誘導担当が避難誘導先まで誘導する。地図を配布する。 イ 避難誘導動線の安全を確認の上、避難誘導する。 ウ 子供、お年寄りなど災害時要救護者となる人々が多く利用していることに配慮した避難誘導を行う。 (誘導設備) 避難口・避難階段を明示した館内図の掲示、避難場所等の掲示、構内放送、連絡ボードの設置、インフォメーションの設置、包装紙への掲載 (誘導道具) 構内放送、拡声器、非常放送設備、懐中電灯
安否方確認の方周法知	(ポイント5) 通信手段の確保状況に配慮しつつ、家族等との安否確認方法を周知する。 (周知内容) 通信手段の確保状況に配慮しつつ、「災害用伝言ダイヤル」を周知する。 (周知手段) ア 平常時 公演前・上映前の事前案内、リーフレットの配布

相 談 、 救 護 、 保 護 方 法	<p>(ポイント 6) 施設内だけが人の救護、病弱者、子供・お年寄りの保護を行うほか、施設外の被害者に対しても可能な限り救護、保護を行う。</p> <p>(相談、救護、保護方法)</p> <p>ア 相談体制をつくる。</p> <p>イ 水・食料、トイレ、救護体制を確保する（施設内診療所、厚生施設の提供）。 なお、本格的な医療救護は都道府県及び市町村が、一定期日以後の保護については、市町村が行う。</p>
事 業 所 ・ 施 設 間 の 連 携	<p>(ポイント 7) 施設間等で相互に助け合う。</p> <p>(連携ルール) 地域の集客施設等間で、避難する場所の相互提供、水・食料の相互支援、情報交換体制を築く。</p>

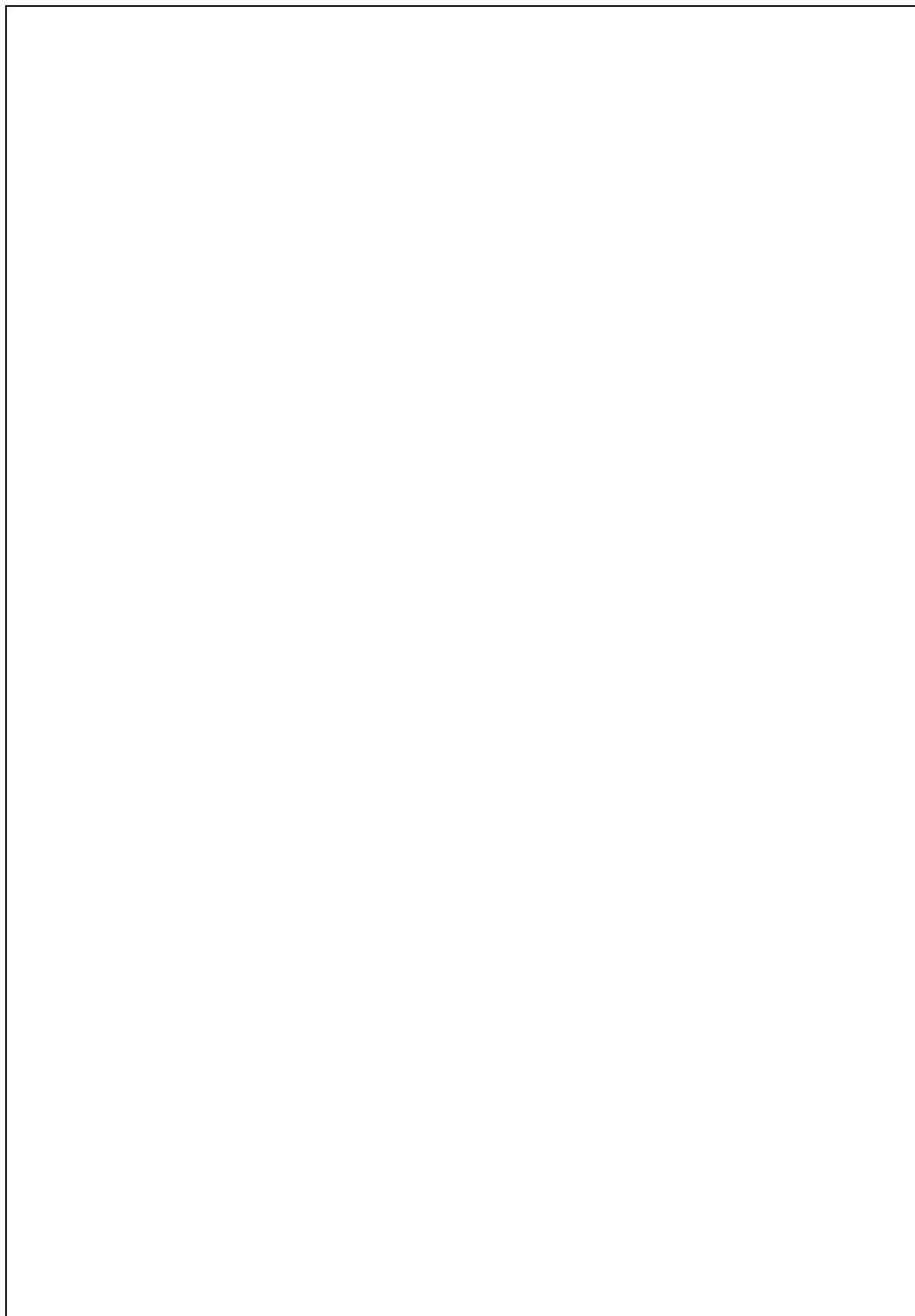
別図 1

避難経路図

避難経路図

別図2

管理権原の範囲を明示する図



別表

日常の火災予防の担当者と日常の注意事項

別表

「防災センター要員講習」修了者一覧

令和 年 月 日現在

別表

自衛消防訓練実施結果表(表)

実施日時	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分		
実施根拠	消防計画の定期・臨時・応援協定	実施計画書	有・無
実施場所		参加人員	名
実施範囲	建物： 全体 ・ 部分 (棟 階)		
	参加事業所・参加部門		
実施区分	実働 ・ 体験 ・ 確認 ・ 図上研究		
実施内容 (1~3について は訓練内容を記録 する。)	1 総合・消火・消火実放水・通報・避難・検証 2 安全防護・応急救護・地震 3 隊任務・編成・基礎行動・規律 4 消防技術会参加・出初式参加・消防演習参加		
訓練対象者	・従業員(全員・一部)パート、アルバイト ・自衛消防隊員(全員・一部・特定の人) ・自衛消防隊 本部・地区隊(全員・一部) ・防災センター勤務者		
訓練想定	火災・地震・その他()	発災階()・場所()	
訓練指導者	職 氏名		
結果への意見	全体評価 推奨事項・反省点		
記入者	職 氏名		

別表 (裏)

	主な訓練内容		実技実施者・体験者名簿
1	自衛消防隊の各任務確認		
2	火災発見時の周知方法		
3	119番通報要領		
4	防災センター、自衛消防隊への連絡要領		
5	在館者への情報伝達、避難指示要領	参加人員 名	
6	避難誘導・介助要領	参加人員 名	
7	応急救護の措置要領		
8	逃げ遅れ者の確認要領		
9	自衛消防隊本部の設置・運用要領		
10	身体防護(従業員等) 安全確保要領	参加人員 名	
11	避難要領(従業員等)	参加人員 名	
12	防災センターの運用、活用要領		
消防用 設備等 ・特殊 消防用 設備等	1	自火報受信機、非常ベルの取扱要領	
	2	火災通報装置の取扱要領	
	3	放送設備、インターホンの取扱要領	
	4	消火器具、屋内消火栓の取扱要領	
	5	消火器、屋内消火栓の実放水体験	
	6	S P、泡消火設備等の取扱要領	
	7	避難器具の取扱要領	
防火設 備・避 難施設	1	防火戸、防火シャッターの操作取扱要領	
	2	エレベーター、エスカレーターの停止要領	
	3	非常口、避難口、避難通路の確保要領	
	4	非常用エレベーター、排煙設備の操作要領	
その他			

別記

訓練の実施要領

	実施項目	実 施 内 容
	想 定	出火階、出火場所、燃焼物、延焼範囲等災害の程度を決める。
消 火 訓 練 の 実 施 要 領	(1) 操 作	(1)消火器、三角バケツ、消火砂等の搬送、消火活動の操作を行う。 (2)屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備で消火活動の操作を行う。 (3)ダクト消火装置等の起動方法の確認操作、取り扱い要領について確認を行う。 (4)移動式消火設備の起動方法の確認操作、ホースリールの操作を行う。 (5)固定式消火設備の起動方法の確認操作、取り扱い要領について確認を行う。 (6)固定式消火設備の放出区画、防護区画の形成、排出装置の操作要領について確認を行う。 (7)スプリンクラー設備、泡消火設備の制御弁、末端試験弁等の開閉操作、取り扱い要領について確認操作を行う。 自衛消防隊員の技術の程度に合わせたものとする。
	(2)放水、放射	(1)消火器具、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプにより放水操法を行う。 (2)(1)以外の消火設備は、点検時期等に放射と合わせ防護区画の形成、排出装置の機能を確認する。 (3)オイルパン、クリップ、てんぷら鍋等火災モデルにより消火体験を行う。 特定防火対象物では、年1回以上実施する。
	(3)操 法	(1)屋内消火栓操法を習得する。(一人操法、二人操法、三人操法) (2)動力消防ポンプ操法を習得する。
	(4)防火区画の形成	安全防護訓練と合わせて行う場合には、消火活動の想定に応じて防火戸、防火シャッターの閉鎖、防煙たれ壁の操作を行う。
	実施項目	実 施 内 容
通 報 訓 練 の 実 施 要 領	想 定	(1)火災、救助、救急等の災害種別を決める。 (2)発生場所、燃焼物、燃焼範囲の災害程度を決める。 (3)けが人、避難を要する者の数を決める。
	(1)火災発生時の措置	(1)その場で災害の発生を周囲の者に知らせる。 (2)火災の場合、非常ベルの起動装置、自動火災報知設備の発信機等を押す。 (3)防災センター、自衛消防隊長等に災害発生の場所、程度の状況を連絡する。
	(2)消防機関への通報	(1)消防機関へ通報する。 (通報内容) ・災害の種別 ・防火対象物の所在 ・防火対象物及び事業所の名称、目標 ・災害の発生場所、燃焼物 ・けが人、避難を要する者の有無 (2)通報には、送り手と受け手を決め、次の装置等を使用する。 ・内線番号、加入電話 ・内線電話相互 ・訓練用通報装置 ・火災通報装置 (3)119番回線による通報は、あらかじめ消防署の了解を取って行う。
	(3)館内への連絡	(1)館内の自衛消防隊員に災害発生の場所、程度の状況を連絡する。 ・必要により現場確認の前と後の情報に区分する。 ・必要により暗号、隠語を使用する。 (2)連絡、伝達には次の装置等を使用する。 ・メガホン、携帯用拡声器 ・非常放送設備 ・自動火災報知設備 ・業務用放送設備、インターホン ・内線電話

実施項目		実施内容
避難訓練の実施要領	想定	(1)火災、地震の災害を決める。 (2)発生場所、避難経路、使用する階段を決める。 (3)けが人、避難を要する者の数を決める。
	(1)避難の指示	(1)放送設備、非常ベル、自動火災報知設備で避難開始の指示を伝える。 (2)放送設備、インターホン等で災害の内容と避難経路、使用する階段を具体的に指示する。
	(2)誘導員の配置	(1)次の場所に誘導員の配置を行う。 ・階段入口付近 ・通路角 ・エレベーター付近 ・エスカレーター付近 ・避難場所 (2)メガホン、携帯拡声器、旗等を活用する。
	(3)非常口の開放、避難路の確保	(1)開錠の操作を行い、非常口を開放する。 (2)エレベーター、エスカレーターの使用禁止を周知する。 ・必要に応じてエレベーター、エスカレーターの停止操作、非常用エレベーターの消防運転を行う。 (3)防火区画、防煙区画、排煙区画の形成の確認操作を行う。 ・必要に応じて区画の形成、排煙の操作を行う。 (4)避難障害物の除去等避難路の確保を行う。
	(4)避難誘導	(1)避難を誘導する。 (2)メガホン、携帯拡声器、旗等を活用し、先導する。 (3)介護を要する者の搬送を行う。
	(5)避難の確認	(1)逃げ遅れ者の有無、避難した者の状態確認を行う。 ・けが人の受傷程度、人数の状況を調べる。 (2)必要に応じて救護所の設置、応急措置を行う。 (3)状況を自衛消防隊本部に連絡する。
	(6)避難器具等の設置	(1)避難器具等の設定を行う。 (2)避難器具等を使用した避難を行う場合は、事前の安全確認を行う。
実施項目		実施内容
安全防護訓練の実施要領	想定	出火場所、延焼範囲を決める。
	(1)操作	(1)防火戸の開閉操作を行う。 ・出火室の開口部の閉鎖を行う。 ・階段室、廊下等の防火戸を閉鎖する。 ・開閉操作により閉鎖度合いを確認する。 (2)防火シャッターの開閉操作を行う。 ・開閉操作により閉鎖度合いを確認する。 (3)防煙たれ壁の降下操作を行う。 (4)防災センター等から遠隔操作を行う。
	(2)排煙区画の設定	(1)排煙区画を決め、必要な区画の排煙操作を行う。 ・自然排煙 ・排煙機の作動を確認する。 (2)防災センター等から遠隔操作を行う。
	(3)空調設備の停止	火災、煙を拡散させないための空調の停止操作を行う。
	(4)特殊な物品に対する応急措置	危険物、放射性物質、各種ガス、毒・劇物等の流出、爆発、飛散した場合や延焼のおそれがある場合を仮定し、計画された応急措置を行う。
	(5)防災センター等との連携	防災センター、中央管理室との連携、操作場所の在館者への周知を行う。

応急救護訓練の実施要領	実施項目	実施内容
	(1)応急手当て	(1)受傷者の容態観察を習得する。 ・受傷部位の確認 ・症状の判断 (2)三角巾による包帯法を習得する。 ・受傷部位に応じた包帯法、骨折固定法 (3)止血法、心肺蘇生法を習得する。
	(2)搬送要領	(1)担架による搬送要領を習得する。 ・乗せ方 ・運び方 (2)応急担架による搬送を習得する。 ・応急資材を用いた担架作成要領 ・搬送要領 (3)徒手による搬送要領を習得する。
	(3)応急救護所の設置要領	(1)救護所の設定を行う。 (2)応急措置用器材の確認を行う。
地震想定訓練の実施要領	実施項目	実施内容
	想定	震度4以上の地震を仮定して、予想される被害を決める。
	(1)出火防止措置	火気設備、器具の熱源遮断措置を行う。 ・ガスの元栓閉鎖 ・液体燃料供給の遮断 ・電源の遮断
	(2)身体保護	落下物等から身体を守る措置を行う。
	(3)危険物品に対する応急措置	危険物品の流出、漏えい防止の措置を行う。
	(4)救出、救護措置	(1)什器等の転倒又は建物の倒壊により下敷きになった者や脱出できない者の救出要領を習得する。 (2)自己事業所で保有する救出のために活用できる鋸、バール等の資器材、破壊器具等を活用し逃げ遅れ者の救出措置を行う。 (3)救護所等を設置し、救出者の救護を行う。なお、救護内容については、応急救護訓練に準じて行う。
	(5)指定場所への避難等	(1)指定場所への避難方法、経路等を確認する。 ・周囲の火災状況から延焼危険がある場所の指定場所への避難要領を習得する。 (2)避難者の受け入れ体制を確認する。
総合訓練の実施要領	(6)情報収集と伝達	(1)情報の収集及び提供を行う。 ・建物内、外の被害状況を把握し、その情報を建物内に周知する。 ・地震に関する正確な情報を把握する。 (2)防災センター、自衛消防隊長との連携及び自衛消防隊本部の任務を確認する。 (3)電話機、放送設備の機能停止による情報伝達の措置を行う。
	実施項目	実施内容
	想定	出火場所、燃焼物件、延焼の程度と範囲を決める。 (1)部分訓練の消火、通報及び避難訓練の内容が一連の行動として構成できるようにする。 (2)地震にあっては、地震の程度、被害の程度を決める。 (3)救助事象にあっては、事故場所、事故の内容、けが人の数と程度を決める。 (4)避難を要する者、介助、救護を要する者は被害の程度に応じて決める。
(1)発災場所の確認	(1)火災の発生は、次による。 ・旗又は灯火により現示する。 ・自動火災報知設備の発信機又は非常ベルの起動装置（起動ボタン）を押す。 (2)自動火災報知設備により火災を覚知した場合は、受信機の作動表示を確認した後、出火場所の確認を行う。 (3)放送設備、インターホン等により現場付近の者に確認の指示をするか又は受信機の設置場所等から現場確認に向かう。 (4)出火場所に到って、現場の状況を確認し、自衛消防隊長に報告する。	

総合訓練の実施要領	(2)消防機関への通報	<p>(1)消防機関へ通報する。</p> <p>(通報内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害種別 ・防火対象物の所在 ・防火対象物及び事業所の名称、目標 ・災害の発生場所、燃焼物 ・けが人、避難を要する者の有無 <p>(2)通報には、送り手と受け手を決め、次の装置等を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内線電話、加入電話 ・訓練用通報装置 ・火災通報装置 <p>(3)119番回線による通報は、あらかじめ消防署の了解を取って行う。</p>
	(3)館内への連絡	<p>(1)館内の自衛消防隊員に災害発生の場所、程度の状況を連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要により現場確認前と後の情報に区分する。 ・必要により暗号、隠語を使用する。 <p>(2)連絡、伝言には次の装置等を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メガホン、携帯拡声器 ・非常ベル、自動式サイレン ・非常放送設備 ・自動火災報知設備 ・業務用放送設備、インターホン ・内線電話
	(4)初期消火	<p>(1)消火器具の搬送、消火活動の操作を行う。</p> <p>(2)屋内消火栓設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプで消火活動の操作を行う。</p> <p>(3)その他設置されている消火設備、消火装置等の操作を行う。</p> <p>(4)特殊消火設備は、起動装置、取扱いの確認操作を行う。 消火水、消火剤の放出は、一連の活動とは別に実施することでもよい。</p>
	(5)区画の形成	<p>(1)初期消火後、出火室の扉、天窓を閉鎖する。</p> <p>(2)防火戸、防火シャッターの閉鎖、防火区画の形成を手動又は遠隔操作して行う。</p> <p>(3)エレベーター、エスカレーターの運転中止の確認操作を行う。</p> <p>(4)防煙区画、排煙区画の形成を手動又は遠隔操作をして行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防煙垂れ壁、排煙口の操作 ・機械排煙の活用
	(6)避難誘導	<p>(1)避難行動及び避難経路、避難先等の指示を行う。</p> <p>(2)非常口、避難路の確保を行う。</p> <p>(3)階段入口、通路角など主要な避難経路、階段に誘導員の配置を行う。</p> <p>(4)介助を要する者の搬送を行う。</p> <p>(5)メガホン、携帯用拡声器、旗等を使用し避難誘導を行う。</p> <p>(6)エレベーター、エスカレーターの使用禁止、危険区域を周知する。</p> <p>(7)逃げ遅れの有無、避難者の確認を行う。</p> <p>(8)避難者の確認を行い、自衛消防隊本部に報告する。</p>
	(7)応急救護	<p>(1)救護所を設定する。</p> <p>(2)担架又は徒手により、けが人を搬送する。</p> <p>(3)受傷者の応急手当をする。</p> <p>(4)措置した状況を自衛消防隊本部に報告する。</p>
	(8)指揮	<p>(1)隊本部、地区隊本部を設定する。</p> <p>(2)指揮命令の伝達、情報の収集及び整理を行う。</p> <p>(3)副防災センター、中央管理室その他所定部署との連絡、確認を行う。</p> <p>(4)消防隊到着時の誘導、情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害状況 ・避難状況（けが人等を含む。） ・活動状況 ・消防用設備等、機器の作動状況